

滋賀地方最低賃金審議会 滋賀県最低賃金専門部会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催しますので、お知らせします。
傍聴を希望される方は、下記5の傍聴申込要領により、お申し込みください。
なお、公開は一部公開となります。

記

- 1 日 時 別紙のとおり
- 2 場 所 滋賀労働局 6階共用会議室
- 3 議 題 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
- 4 傍 聴 者 5名
- 5 傍聴申込要領



- (1) 傍聴を希望される方は、電子メールでお申し込みください。
電話及びファクシミリでのお申込みはご遠慮ください。
電子メールアドレス：chinginshitsu-shigakyoku@mhlw.go.jp
 - (2) 電子メールの記載事項は、以下のとおりです。
 - ・件名に「【傍聴希望】第〇回 滋賀県最低賃金専門部会」
 - ・傍聴希望者の①お名前（ふりがな）、②所属（勤務先等）、③電子メールアドレス、④電話番号（市外局番も省略せず記載してください。）。
 - (3) 申込締切日時：各開催日の2開庁日前の午後5時00分【必着】です。
 - (4) 会場の収容人数に限りがありますので、傍聴希望者多数の場合は、事務局において抽選を行います。
抽選の結果、傍聴できなくなった傍聴希望者は、申込締切日の翌開庁日までに傍聴希望者の③電子メールアドレス宛てに電子メールでご連絡します（傍聴可能な方には通知等は行いません。）。
 - (5) 当日は、審議会開始の10分前までにお越しください。審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
なお、審議会当日は、お申込みいただいた傍聴希望者ご本人であることを確認しますので、「顔写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）」をお持ちください。
 - (6) 複数名の申込みの場合であっても、傍聴希望者1名ずつ電子メールを送信してください。
- 6 その他
- (1) 傍聴者は、別紙2の「審議会傍聴に当たっての留意事項」を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになれる傍聴希望者及び介助の方の付き添えが必要な傍聴希望者は、その旨をお申込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前（ふりがな）も併せてお書き添えください。
 - (3) 電子メールアドレスを所持していない傍聴希望者は、事務局までご連絡ください。

【担当】 滋賀地方最低賃金審議会事務局

滋賀労働局 労働基準部 賃金室

電話：077-522-6654

審議会傍聴に当たっての留意事項

滋賀県最低賃金専門部会は、公労使三者が揃って議論を行う場についての傍聴は可能ですが、公益委員及び労働者側委員又は公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴ができません。

個別の協議等が始まる前に審議会場より御退出頂きますようお願いいたします。

傍聴不可の間、傍聴者控室を用意しますので、控室にて待機願います。

また、会議の傍聴に当たり、次の事項を遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局が指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。
※あらかじめ撮影等を申込まれた場合は、事務局が指定する部分に限って写真撮影などを行うことができます。
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 審議会委員等の言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 はちまき、ゼッケン、ヘルメット、たすき、腕章等は会場内では着用できません。
- 7 旗、ビラ、プラカード、凶器、その他危険と思われる物又はその他審議会の進行を妨げる恐れのある物を持っている方の傍聴はお断りいたします。
- 8 酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 9 飲食等はできません。
- 10 会議途中での入退室は、やむを得ない場合のみとします。
- 11 その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従ってください。

令和7年度 滋賀地方最低賃金審議会 滋賀県最低賃金専門部会 開催日程

	日 付	開始時刻	場 所	主 要 議 題
第1回	8月5日 (火)	9時30分	滋賀労働局 6階会議室 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎	・ 滋賀県最低賃金の金額審議
第2回	8月6日 (水)	9時30分	滋賀労働局 6階会議室 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎	・ 滋賀県最低賃金の金額審議
第3回	8月7日 (木)	9時30分	滋賀労働局 6階会議室 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎	・ 滋賀県最低賃金の金額審議